

## 反テロ法の新たな・世界的エスカレート（2015年）

### 【イギリス】 2015 年対テロリズム及び安全保障法の概要

2015 年法の主な内容を以下に解説する(24)。この中で特に審議が難航したのは、(1) (b) テロ容疑者の帰国を阻止する一時的排除命令、そして(4) (a) CONTEST の「防止」戦略を法制化する規定である。

(1) イギリス市民のシリア・イラクへの渡航又は帰国の阻止

(a) 警察官、出入国管理官に、連合王国外におけるテロリズム関連活動の目的が疑われる旅行者から渡航文書(25)を一時的に押収する権限を付与する。押収期間は最長14日です。手続によって30日まで延長可能であるが、過去6か月以内に押収を受けたものである場合、最長5日となり延長には司法当局の許可が必要となる（第1部第1章、附則第1）。

(b) 海外でテロリズム関連活動に関与したことが疑われる者に対して一時的排除命令を発し、国務大臣の帰国許可を受けるか、強制送還を受けた場合を除き2年にわたって帰国できない措置をとることを可能とする。帰国許可の条件として、①警察署への報告、②指定された会合への出席、③警察に対する住所の通知等の義務が課せられる(26)（第1部第2章、附則第2-第4）。

(c) これまで旅客輸送業者に対して、連合王国に入る航空機、船舶、列車で輸送する旅客、乗員を事前にチェックし、特定の旅客の排除を義務づけていた旅客輸送許可制度を改正し、出国する際にも適用することとする（第4部、附則第5）。

II 2 で述べたように、紛争地域から帰国したテロリスト予備軍への対策は喫緊の課題として受け止められていた。2014年5月14日に制定された2014年移民法（Immigration Act 2014 c. 22）において、国益を損なう帰化市民の市民権剥奪の規定は設けられていたが(27)、生まれつきのイギリス市民に対して市民権剥奪を行うことは、世界人権宣言第15条「国籍を持つ権利」等の国際法規定に照らして難しく、これを補う手段として(a) と(b)の規定が定められた。

(b) は特に議会内外で論争を呼んだ。主な批判は、①帰国許可の条件を受け入れないテロ容疑者が最長2年にわたって無国籍状態に置かれてしまうことの合法性、②こうした「危険人物」が帰国前に滞在する国（特にトルコ）との取決めが不明瞭であること、③国務大臣の判断に基づいて帰国禁止措置を施すことの妥当性（(a)の規定も当初は司法当局の関与なしで執行されることとされており同様の批判を受けた）、等であった。政府は一時的排除命令の趣旨は容疑者を国外に長期にわたって留め置くことではないと主張し、2015年1月19日の上院委員会審議において、(a)、(b)の執行に当たっては事前に裁判所の許可が必要である旨の修正を加えた。

(2) 連合王国内におけるテロリズムの脅威に対処する措置

TPIM の権限を強化する。従前の制度においては、夜間居住地の制限が課された場合、TPIM 対象者を自宅、自宅のある地域、対象者自身が知っている地域、国務大臣と対象者が合意

した地域に住まわせることができたが、自宅がない場合に限りて国務大臣が決めた地域に住まわせることが可能だった。今後は自宅、自宅から200 マイル以内の国務大臣の決めた地域、又はそれ以遠の国務大臣とTPIM 対象者が合意した地域に住まわせることとなり、実質的な強制移住を課することが可能となった。さらに旅行に関する制限も、これまでは海外への渡航(28) に適用されていたが、今後は国内の指定された地域から出ることにも適用することとした。また新たに火器、兵器、爆発物の所持又は所持申請を行うことを禁じ、社会復帰プログラム等への参加を義務づける国務大臣の権限も盛り込まれた(第部)。

### (3) テロ組織の活動を阻止する措置

(a) 通信事業者が保全する通信データに、IP アドレスを特定の人物又は機器と結びつけるためのデータを含むこととし、捜査能力を向上させる(第3 部)(29)。

(b) 保険会社がテロリストの脅迫による資産引渡しに対して保険金を支払うことを犯罪とし、最高で14 年の拘禁刑と罰金を併科する(第6 部)(30)。

### (4) 過激化防止措置

(a) 指定された当局(地方自治体、刑務所及び保護観察部門、教育機関、福祉部門、警察等)に、職務遂行に当たって人々がテロリズムに誘引されることを阻止すること、及び国務大臣の指針に留意することを義務づける。これは実質的に、CONTEST に定められた「防止」に関連したプログラムを法制化するものである(第5 部第1 章)。

(b) 地方自治体に、テロリズムへの誘引に対して脆弱な人々を過激化しないように支援するための委員会を設置することを義務づける。既にイングランド及びウェールズにおいては、自治体を中心となり、教育機関、保健機関、警察等複数の機関が必要に応じて参加するチャンネル(Channel) という過激化阻止の枠組み(31) があるが、実質的にこれが法制化されることとなる(第5 部第2 章)。

(a) については、これが高等教育(特に大学) に及ぼす影響が大きな議論を生んだ。大学は1986 年教育(第2) 法(Education (No 2) Act 1986 c. 61) 第43 条に基づいて学内における言論の自由を守ることを義務づけられており、「防止」戦略の法制化がこれを委縮させかねないという危惧が生じたからである(32)。

これまでも、大学がイスラム過激派の、ひいてはテロリズムの温床であるとの議論は少なからず上がっていた。「防止」戦略見直しの報告書は、1999 年から2009 年にかけて有罪宣告を受けたテロリストの内30% が大学又はそれに該当する高等教育を受けていると指摘しており(33)、下院内務委員会の証人喚問では「人生の成功について大きな希望を持って入学してきた(イスラム教徒の) 学生の、宗教又は人種のため将来の機会から道を閉ざされるという失望感が過激化の温床となっている」(34) という証言も出されている。同委員会は一部の大学においては「防止」戦略に無頓着で、大学の自由な環境でも過激思想に対する反駁が充分になされていないため、大学が「防止」戦略の中で果たすべき役割について明確な指針を与えるべきだとしており(35)、こうした議論の流れが今回の法制化に結びついたと考えられる。

政府は2015年1月28日の上院委員会審議において、大学を含めた高等、継続教育機関に対して国務大臣又はその代行者に情報を提供し、「防止」義務のコンプライアンスを監視させる旨の改正案を提出してさらに反発を呼んだが、2月4日の報告審議で大学が当該義務を遂行するに当たり1986年教育（第2）法第43条に保証された「言論の自由」に対して格段の留意をし、さらに「防止」の指針を公表するに当たっては議会の肯定的決議手続（affirmative resolution procedure）が必要だとする規定を設けることでバランスをとった

### 【アメリカ】 テロ対策に関する米国自由法の成立

2013年に内部告発された国家安全保障局（NSA）のテロ対策目的の監視プログラムは、①1978年外国情報監視法（FISA）第501条及び②同第702条に基づいていた。①は外国諜報・国際テロ捜査に関係する特定の業務記録（帳簿、記録、その他の物品を含む有形物）を政府機関が入手するための規定で、入手には外国情報活動監視裁判所（FISC）の裁判所命令を必要とする。しかしNSAの収集は非常に包括的で「国際テロ捜査に関係する」範囲を超えるおそれがあった。②は国外にいる合衆国の人間（合衆国市民及び永住者）でない者の電話、メール等の通信情報の入手を司法長官と国家情報長官が合同で承認する規定である（FISCの命令等は不要）。NSAはこの規定を用い、本来は禁止される国内における通信情報等も同時に入手していた。このような過度の情報収集を禁止するため、2015年6月2日、FISA等の改正を内容とする米国自由法が成立した（P.L.114-23）。同法は形骸化や不透明性が指摘されるFISCの改善等もあわせて規定する。

### 【イギリス】 人権団体に対する通信傍受の判決

2015年6月22日、調査権限行政審判所（以下「審判所」）は政府通信本部（以下「GCHQ」）による人権団体に対する通信傍受に関する裁判の判決を下した。この裁判は、GCHQが各種人権団体の通信を傍受していたとするエドワード・スノーデン氏の証言に基づいて、国内外の人権団体が起こしていたものである。審判所は原告10団体の内、エジプト及び南アフリカの団体について、傍受された電子メールを保持していた期間及び当該データから検査対象を選ぶ手続においてGCHQの内部規則の違反があり、これらが欧州人権条約第8条に違反すると判断し、他の団体については違法性なしと判断した。ただし、違法性なしの判断は内部規則遵守の指標に過ぎないため、これらの団体に対する傍受の有無は不明なままであり、また国家安全保障上の理由から、傍受の必要性、均衡性等の議論は公開されなかった。原告の1つであるアムネスティは、傍受令状の発付権限を行政府（国務大臣）から司法府に移管すべきとして現行制度の改正を訴えている。（海外立法情報課・岡久 慶）

### 【ドイツ】 重罪の捜査強化とヘイトクライム防止

2000～06年に極右集団「国家社会主義地下組織」の犯行により9名の外国人が射殺され

(ヘイトクライム)、犯人は2011年によく判明した。事件の調査のために2012～13年に連邦議会に調査委員会が設置され、複数の州にまたがる犯罪の捜査において州間の協力が不十分であったことが明らかとなった。調査委員会の勧告を受け、通常裁判所の構成について定める裁判所構成法が改正された (BGBL I S.925, 2015年8月1日施行)。従来、特定の重罪を連邦検事総長が担当するには、当該重罪が客観的に国の存立又は治安に反し、かつ、犯人が主観的にそのような動機を持っていることが要件であったが、改正により、客観的な要件のみ必要とされた。また、重罪が複数の州にまたがり、かつ、必要と認められる場合には、連邦検事総長が事件を担当する旨が明文で定められた (第120条)。刑法典も改正され、全ての犯罪の量刑において、犯人の人種的又は外国人排他的な動機が考慮されなければならないとされた (第46条)。 (海外立法情報課・渡辺 富久子)

### 【ドイツ】 テロ戦闘員の渡航及びテロ資金供与を防止するための刑法典の改正

テロ戦闘員の渡航及びテロ資金供与を防止するために、刑法典が改正された (BGBL IS.926, 2015年6月20日施行)。改正により、銃器又は爆発物等の製造又は取扱いに関する訓練の提供又は訓練を受けること等を目的として渡航を企図し、国家を危うくする重大な暴力行為の予備をした者は、6か月以上10年以下の自由刑に処せられることが規定された (第89a条第2a項)。また、従来、国家を危うくする重大な暴力行為のために些少でない額の資金を集め、受領し又は提供した者は同様の自由刑に処せられることが規定されていたが (第89a条第2項第4号)、この規定は削除され、テロ資金供与の罰則について独立の条が設けられた (第89c条)。新しい規定によれば、殺人、人質拘束等のテロ犯罪又はテロ目的の渡航を他者又は自らが行うために資金を集め、受領し又は提供した者は、6か月以上10年以下の自由刑に処せられるとされた。さらに、従来、処罰は資金額の多寡に依拠していたが、資金額は問われないこととなった。 (海外立法情報課・渡辺 富久子)

### 【中国】 国家安全法の制定

新たな国家安全法の主な内容

#### (1) 国家の安全の定義

国家の安全とは、国家の政権、主権、統一及び領土保全、国民福祉、経済社会の持続可能な発展その他国家の重大な利益に関して、相対的に危険がなく内外からの脅威を受けない状態にあり、その安全な状態を持続する能力を保障することをいう (第2条)。

#### (2) 基本原則

国家安全活動においては、総合的な国家安全観を堅持し、国民の安全を目的とし、政治、経済、軍事、文化、社会の安全に立脚し、国際的な安全の促進に依拠する (第3条)。また、予防を主とし、事象の根本原因に対応しなければならない (第9条)。さらに、外国政府や国際機関と相互信頼、互惠、平等、協力関係を堅持し、国際的な安全に関する義務を履行しなければならない (第10条)。

### (3) 国家の安全に対する責任と義務

中華人民共和国の国民、軍を含む全ての国家機関、政党、団体、企業等の社会組織は、いずれも国家の安全維持の責任と義務を有する（第11条第1項）。中国の主権と領土保全に対する侵犯や分割は許されず、国家主権、統一及び領土保全の維持は香港、マカオ、台湾を含む全中国人民の共同の義務である（同第2項）。

国家の安全に関する業務を遂行する国家機関の職員に職権濫用、職務怠慢、情実による不正等があったとき、また、いかなる個人及び組織もこの法律に定める国家安全維持義務の不履行又は国家の安全に危害を及ぼす行為があったときは、ともに法的責任が追及される（第13条）。

### (4) 国家、国民及び国土の安全

国は、国家への裏切り、国家の分裂、反乱の扇動及び政権転覆を図る行為、国家機密の窃取、漏洩等の国家の安全に危害を及ぼす行為、国外勢力による浸透・破壊・転覆・分裂活動を防止し、法によりそれを罰する（第15条）。

国は、最も広範な国民の根本的利益を維持・発展させ、国民の安全を守り、生活環境を向上させ、国民の生命財産の安全その他合法的な権利利益を保障する（第16条）。

国は、国境、海洋及び空域の防衛を強化し、必要な全ての防衛及び管制措置をとり、領土、内水、領海及び領空の安全を守り、国の領土主権と海洋権益を維持する（第17条）。

### (5) インターネット及び情報の安全保障

国は、インターネット・情報安全保障体系を構築してその技術的能力を高め、インターネットに対する管理を強化し、サイバー攻撃等の違法行為を取り締まり、インターネット空間における国家の主権、安全及び利益を維持する（第25条）。

### (6) テロ対策と社会の安定化

国は、あらゆる形のテロリズム及び過激主義に反対し、それに対する防御能力を強化し、法により当該活動組織を取り締まる（第28条）。

国は、民族区域自治制度を堅持し、各民族の平等の堅持と民族交流の強化を図るとともに、民族分裂活動を法により取り締まる（第26条）。

国は、国民の信仰の自由と正常な宗教活動を法により保護し、宗教の独立自主の原則を堅持し、宗教の名を利用して国家の安全に危害を与える違法な犯罪活動を法により取り締まり、国外勢力による国内の宗教に対する干渉に反対する（第27条）。

国は、社会矛盾の予防・解決メカニズムを整備し、公衆衛生や社会の安全に関わる突発事件を適切に処理する（第29条）。

### (7) 宇宙、深海底、極地の平和利用

国は、宇宙空間、国際海底区域及び極地の平和的な探査及び利用を行い、その能力を増強し、国際協力を強化し、当該空間等における自国の活動、資産及びその他の利益の安全を維持する（第32条）。